

◎労働契約法

(平成一九年二月五日法律第一二八号)

一、提案理由

(平成一九年五月二五日・衆議院厚生労働委
員会)

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました労働契約法案、労働基準法の一部を改正する法律案及び最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労働契約法案について申し上げます。
就業形態や就業意識の多様化等が進み、個別労働関係紛争が増加しているという状況のもとで、労使双方が安心、納得した上で多様な働き方を実現できるよう、体系的でわかりやすいルールを整備することが重要な課題となっております。

このため、労働者及び使用者の自主的な交渉のもとで、労働契約が円滑に継続することを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資するための基本的なルールを法制化するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

す。

第一に、労働契約に関する原則について、労働契約は労働者と使用者が対等の立場により締結、変更すべきものであることを定めることとしております。

第二に、労働契約の成立及び変更に係るルールについて、労働契約は、労働者及び使用者の合意によって成立し、または変更される旨を明確にすることとしております。

その上で、現に広く用いられている就業規則と労働契約との関係を明らかにすることとしております。具体的には、使用者が、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益になるように労働契約の内容を変更することができない旨を定めるとともに、就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を周知させ、かつ、就業規則の変更が合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、変更後の就業規則に定めるところによるものとするとしております。

第三に、使用者の権利の濫用に当たたる出向命令や懲戒は無効となることを明確にすることとしております。

第四に、期間の定めのある労働契約について、使用者は、必要以上に短い契約期間を定めた上で反復更新することのないよう配慮しなければならないこと等を定めることとしております。

す。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

……………(略)……………

以上が、労働契約法案、労働基準法の一部を改正する法律案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一九年一月八日)

○茂木敏充君 たいいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、労働契約法案について申し上げます。

本案は、就業形態の多様化、個別労働紛争の増加等に対応し、使用者と個別の労働者の労働関係の安定を図るため、労働契約の成立及び変更、就業規則と労働契約との関係、労働契約の継続及び終了、期間の定めのある労働契約等の基本的なルールを定めようとするものであります。

……………(略)……………

労働契約法

両案は、第百六十六回国会に提出され、継続審査となつていたものであります。

今国会においては、去る十一月二日に質議に入り、昨日質議を終局いたしました。

質疑終了後、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党より、労働契約法案に対し、均衡待遇及び仕事と生活の調和についての原則を追加する修正案が、最低賃金法の一部を改正する法律案に対し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮することとする修正案がそれぞれ提出をされました。

労働法制という、とかく労使間の対立、ひいては与野党の対立につながりかねない法案で、自民、公明両党と民主党の修正案が合意されたことは、我々がこれまでに経験したことのない新たな国会状況の中で、国権の最高機関たる国会において、与野党が責任を分かち合い、我が国の国益や国民生活に深く関連した政策を協議、合意して、しっかりと進めていくという新たな試金石になるものであります。

これら修正案の趣旨説明の後、討論、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

四五

○委員会修正の提案理由(平成一九年一月七日)

○細川委員 たいま議題となりました労働契約法案に対する修正案につきまして、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本修正案は、これまでの当委員会における審議を踏まえ、自由民主党・無所属会及び公明党並びに民主党・無所属クラブの協議の結果、合意が得られたものであります。

修正案は、お手元に配付いたしたとおりでございます。
以下、その内容を御説明申し上げます。

第一に、目的を規定する第一条について、「労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則及び労働契約と就業規則との関係等」とあるのを「労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項」に改めるものとします。

第二に、労働契約の原則を規定する第三条に、「労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。」という均衡待遇についての原則の規定及び「労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする

。」という仕事と生活の調和についての原則の規定を追加することあります。

第三に、労働契約の内容の理解の促進を規定する第四条第一項について、「締結し、又は変更した後の労働契約の内容」とあるのを「労働契約の内容」と改めるものであります。また、同条第二項について、「労働契約の内容」とあるのを「労働契約の内容(期間の定めのある労働契約に関する事項を含む)」に改めるものとします。

第四に、労働者の安全への配慮を規定する第五条について、「労働契約により」とあるのを「労働契約に伴い」と改めるものであります。

第五に、第七条の見出しを削るとともに、同条について、「労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、」を加え、「就業規則を労働者に周知させた場合」とあるのを「就業規則を労働者に周知させていた場合」に改めるものとします。

第六に、出向を規定する第十四条について、第二項を削るものとすることあります。

第七に、期間の定めのある労働契約を規定する第十七条第一項について、「やむを得ない事由がないときは」とあるのを「やむを得ない事由がある場合でなければ」に改めるものとします。

とであります。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
以上です。

三、参議院厚生労働委員長報告

(平成一九年二月二八日)

○岩本司君 たいいま議題となりました五法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、労働契約法案及び最低賃金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

労働契約法案は、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働関係の安定を図るために、労働契約に関する基本的事項を定めようとするものであります。

なお、衆議院において、労働契約の原則に、均衡の考慮及び仕事と生活の調和への配慮の規定を追加する等の修正が行われております。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、労働契約法に就業規則による労働条件の変更に関する規定を設けるこ

労働契約法

との妥当性、最低賃金と生活保護の整合性の在り方、最低賃金の引上げに係る中小企業支援の必要性、両法成立後の周知に向けた取組、衆議院における修正の趣旨及びその効果等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

.....(略).....

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員より、労働契約法案に反対、最低賃金法の一部を改正する法律案の原案に反対、修正案に賛成、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、労働契約法案に反対、最低賃金法の一部を改正する法律案の原案及び修正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。